

全国健康保険協会の 業績に関する評価結果について (令和 3 年度)

令和3年度 業績評価結果一覧表

I. 健康保険

1. 基盤的保険者機能関係

令和3年度評価項目	令和3年度			令和2年度評価項目	令和2年度	
	困難度	自己評価	最終評価		困難度	最終評価
(1)健全な財政運営	高	A※2	A	(11)的確な財政運営	高	A
(2)サービス水準の向上	高	A※1	B	(1)サービス水準の向上	－	B
(3)限度額適用認定証の利用促進	－	B※2	B	(8)限度額適用認定証の利用促進	－	C
(4)現金給付の適正化の推進	－	B※2	B	(3)現金給付の適正化の推進	－	B
(5)効果的なレセプト内容点検の推進	高	A※1	A	(4)効果的なレセプト点検の推進	高	B
(6)柔道整復施術療養費の照会業務の強化	－	B※1	B	(5)柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	－	B
(7)あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進	－	B※2	B	(6)あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	－	B
(8)返納金債権発生防止のための保険者証回収強化及び債権管理回収業務の推進	高	B※1	B	(7)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進	高	B
(9)被扶養者資格の再確認の徹底	－	C※1	C	(9)被扶養者資格の再確認の徹底	－	C
(10)オンライン資格確認の円滑な実施	－	B※1	B	(10)オンライン資格確認の円滑な実施	－	B
(11)業務改革の推進	高	A※2	A	(2)業務改革の推進に向けた取組	高	A

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。
「A」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
「B」:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。
「C」:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。
「D」:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

I. 健康保険

2. 戦略的保険者機能関係

令和3年度評価項目	令和3年度			令和2年度評価項目	令和2年度	
	困難度	自己評価	最終評価		困難度	最終評価
(1)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	－	B※2	B	(1)ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供	高	A
				(2)データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	－	B
i)特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	高	B※1	B	i)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	高	B
ii)特定保健指導の実施率及び質の向上	高	C※1	B	ii)特定保健指導の実施率の向上	高	B
iii)重症化予防対策の推進	－	C※1	C	iii)重症化予防対策の推進	高	C
iv)コラボヘルスの推進	－	A※1	A	iv)コラボヘルスの推進	高	A
(2)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	－	B※1	B	(3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	－	B
(3)ジェネリック医薬品の使用促進	高	B※1	B	(4)ジェネリック医薬品の使用促進	高	B
(4)インセンティブ制度の実施及び検証	高	A※2	A	(5)インセンティブ制度の着実な実施	高	A
(5)支部で実施した好事例の全国展開	－	B※2	B	(6)パイロット事業を活用した好事例の全国展開	高	B
(6)地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	高	B※1	C	(7)地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	高	B
(7)調査研究の推進	高	A※2	A	(8)調査研究の推進	高	A

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」:令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
「A」:令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「B」:令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「C」:令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「D」:令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。
「A」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
「B」:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。
「C」:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。
「D」:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

Ⅱ. 船員保険

1. 基盤的保険者機能関係

令和3年度評価項目	令和3年度			令和2年度評価項目	令和2年度	
	困難度	自己評価	最終評価		困難度	最終評価
(1) 正確かつ迅速な業務の実施	高	A ^{※2}	A	(1) 正確かつ迅速な業務の実施	高	A
(2) 適正な保険給付の確保	－	B ^{※1}	B	(2) 適正な保険給付の確保	－	B
(3) 効果的なレセプト点検の推進	－	B ^{※1}	B	(3) 効果的なレセプト点検の推進	－	A
(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化	高	C ^{※1}	C	(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化	高	B
(5) 債権回収業務の推進	高	B ^{※1}	C	(5) 債権回収業務の推進	高	B
(6) 制度の利用促進	－	B ^{※1}	C	(6) 制度の利用促進	－	B
(7) 福祉事業の効果的な実施	－	B ^{※2}	B	(7) 福祉事業の効果的な実施	－	B
(8) サービス向上のための取組	－	B ^{※1}	B	(8) サービス向上のための取組	－	B
(9) 健全な財政運営の確保	－	B ^{※2}	B	(9) 健全な財政運営の確保	－	B

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」: 令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、

又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

Ⅱ. 船員保険

2. 戦略的保険者機能関係

令和3年度評価項目	令和3年度			令和2年度評価項目	令和2年度	
	困難度	自己評価	最終評価		困難度	最終評価
(1) 特定健康診査等の推進	高	B ^{※1}	C	(1) 特定健康診査等の推進	高	B
(2) 特定保健指導の実施率の向上	高	C ^{※1}	B	(2) 特定保健指導の実施率の向上	高	B
(3) 加入者に対する支援	高	B ^{※1}	A	(3) 加入者に対する支援	高	C
(4) 船舶所有者等に対する支援	高	A ^{※1}	A	(4) 船舶所有者等に対する支援	高	C
(5) ジェネリック医薬品の使用促進	高	A ^{※1}	B	(5) ジェネリック医薬品の使用促進	高	A
(6) 情報提供・広報の充実	－	B ^{※1}	C	(6) 情報提供・広報の充実	－	B
(7) 調査・研究の推進	－	B ^{※2}	B	(7) データ収集活用方法の研究	－	B

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」: 令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。
「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。
「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。
「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

	令和3年度				令和2年度	
令和3年度評価項目	困難度	自己評価	最終評価	令和2年度評価項目	困難度	最終評価
I-①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	－	B※2	B	(1)人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	－	B
I-②人事評価制度の適正な運用	－	B※2	B	(2)人事評価制度の適正な運用	－	B
I-③OJTを中心とした人材育成	－	B※2	B	(3)OJTを中心とした人材育成	－	B
I-④本部機能及び本部支部間の連携の強化	－	B※2	B			
I-⑤支部業績評価の実施	－	B※2	B	(4)支部業績評価の実施	－	B
Ⅱ-①内部統制の強化	－	B※2	B	(8)本部機能や内部統制の強化に向けた取組	－	B
Ⅱ-②リスク管理	－	B※2	B	(7)リスク管理	－	B
Ⅱ-③コンプライアンスの徹底	－	B※2	B	(6)コンプライアンスの徹底	－	B
Ⅲ-①費用対効果を踏まえたコスト削減等	－	A※1	A	(5)費用対効果を踏まえたコスト削減等	－	A
Ⅲ-②協会システムの安定運用	－	B※2	B	(11)協会システムの安定運用	－	B
Ⅲ-③制度改正等にかかる適切なシステム対応	－	B※2	B	(12)法改正などへの適切なシステム対応	－	B
Ⅲ-④中長期を見据えたシステム構想の実現	高	A※2	A	(13)中長期を見据えた新システム構想の具体化や新技術導入の推進	高	A
				(9)システム関連の取組	－	B
				(10)ペーパーレス化の推進	－	B

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」: 令和3年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。
「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価
【判定基準】
「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。
「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。
「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。
「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

厚生労働省発保1223第3号

全国健康保険協会

理事長 安藤 伸樹 殿

健康保険法（大正11年法律第70号）第7条の30の規定に基づき、別紙のとおり、令和3年度の健康保険事業と船員保険事業の業績の評価を行ったので、その結果を通知する。

令和4年12月23日

厚生労働大臣 加藤 勝信

全国健康保険協会の令和３年度における 健康保険事業及び船員保険事業の業績に関する評価結果

令和４年１２月２３日
厚生労働省

I. 評価の視点

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。

こうした基本使命を踏まえ、保険者機能を十分に発揮するため、

- ・ 加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・ 加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・ 加入者と事業主への質の高いサービスの提供
- ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

を基本コンセプトとして、事業に取り組んでいる。

船員保険事業の運営にあたっては、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、事業に取り組んでいる。

これら協会に求められる使命等を踏まえ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定に基づき、協会の健康保険事業及び船員保険事業の業績評価について、令和 3 年度事業計画に基づき実施した業務実績全体の状況についての「総合的な評価」と同事業計画に掲げた項目ごとの「個別的な評価」を行った。

評価にあたっては、第三者の視点を取り入れた適切な評価を行うことを目的とし、有識者等を構成員とする「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催している。検討会において、協会の事業年度ごとの業績の評価及び分析等を行っている。

また、協会では平成 30 年度より成果（アウトカム）を見据えた目標（KPI）を設定し、その達成に向けて取組を行っていることから、業績の評価にあたっては、KPI の達成度合等を把握して評価を行うこととしている。

なお、本業績評価については、事業計画等の策定に活用することにより、PDCA サイクルの推進を図っている。

Ⅱ. 総合的な評価

総合的な評価結果は次のとおりである。この評価結果を踏まえ、今後の協会の事業運営に臨みたい。なお、個別的な評価結果は別添のとおりである。

[健康保険]

1. 基盤的保険者機能関係について

保険者としての基本的な役割として、健全な財政運営のため協会の保険財政について加入者や事業主に広く情報発信を行ったほか、健康保険給付の申請書の受付から振込までの期間について、サービススタンダード(所要日数の目標)を10営業日以内に設定してサービス水準の向上を図るとともに、限度額適用認定証の利用促進、現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進、柔道整復施術療養費の照会業務の強化、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進、返納金債権の発生防止のための被保険者証回収強化・債権回収業務の推進、被扶養者資格の再確認の徹底、オンライン資格確認の円滑な実施、業務改革の推進等、様々な取組を行った。

特に、財政基盤強化のための積極的な意見発信、サービススタンダードの達成率やお客様満足度の高水準での維持、査定率向上に資するレセプト点検の効率化の取組を評価する。

今後は、加入者の利便性向上のため、限度額適用認定証の利用について更なる周知の実施や、事業主との協働により、被扶養者資格の再確認の徹底等に積極的に取り組むなど、更なる基盤的保険者機能の強化を図られたい。

2. 戦略的保険者機能関係について

保険者としてより発展的な機能を発揮するため、データヘルス計画の着実な実施や、特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上、特定保健指導の実施率及び質の向上、重症化予防対策の推進、コラボヘルスの推進、広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進、ジェネリック医薬品の使用促進、インセンティブ制度の着実な実施、支部が実施した好事例の全国展開、地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信、調査研究の推進等、様々な取組を行った。

特に、健康宣言事業所数等の増加によるコラボヘルスの基盤拡充、支部の実態に合わせたジェネリック医薬品の使用促進の実施、協会保有のビックデータを活用した外部有識者の調査研究事業の促進及び研究成果の広報を実施したことを評価する。

今後は、事業所や健診機関など関係機関との連携強化を進め、特定健診の実施率や特定保健指導の実施率の向上に取り組むとともに、かかりつけ医との連

携等による重症化予防対策、地域の医療提供体制への働きかけ等を推進し、ひいては協会けんぽの安定的な財政運営を維持できるよう、更なる戦略的保険者機能の強化を図られたい。

[船員保険]

1. 基盤的保険者機能関係について

船員保険事業における基本的な役割として、職務外給付の申請書の受付から給付金の振込までの期間について、サービススタンダードを 10 営業日以内に設定しサービスの向上を図るとともに、適正な保険給付の確保、効果的なレセプト点検の推進、返納金債権の発生防止の取組強化、債権回収業務の推進、高額療養費等の制度の利用促進、福祉業務の着実な実施、サービス向上のための取組、健全な財政運営等、様々な取組を行った。

特に、サービススタンダードの達成率で高い水準を維持するとともに、長期受診者に対し、柔道整復師へのかかり方についてわかりやすいチラシを送付することにより、柔道整復施術の適正受診の強化が図られたこと、また、効果的なレセプト点検が推進されたことを評価する。

今後は、資格喪失後受診に伴う返納金債権の発生防止のための取組強化及び返納金債権回収率の更なる向上に資する取組などの実施により、更なる基盤的保険者機能の強化を図られたい。

2. 戦略的保険者機能関係について

保険者としてより発展的な機能を発揮するため、特定健診等の推進、特定保健指導の実施率の向上、自社船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組に対する支援（プロジェクト“S”）の実施、ジェネリック医薬品の使用促進、船員保険制度に関する情報提供・広報の充実、調査研究の推進等、様々な取組を行った。

特に、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムの実施を推進したことや、プロジェクト“S”を支援の程度に応じて2コースに分け、自社船員の健康づくりに取り組む船舶所有者の参加しやすさを高めるなどの取組を評価する。

今後は、加入者、船舶所有者等に対する支援の強化に努めつつ、被保険者の乗船スケジュールに併せた健診車を用いた巡回健診の拡充や、オンライン面談による保健指導の実施の拡充により特定健診・特定保健指導の実施率の向上等に取り組み、更なる戦略的保険者機能の強化を図られたい。

[組織・運営体制関係]

人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置や、人事評価制度の適正な運用、OJT を中心とした人材育成、本部機能及び本部支部間の連携の強化、支部業績評価の実施、費用対効果を踏まえたコスト削減、協会システムの安定運用、制度改正等に係る適切なシステム対応、中長期を見据えたシステム構想の実現等、様々な取組を行った。

特に、戦略的保険者機能関係の充実・強化に向けた、本部と支部の連携強化の方策を設定したことや、中長期を見据えた7年半ぶりの大幅なシステム更改を確実に実施したことについて評価する。

今後は、本部と支部の連携強化の方策を着実に実施し、更なる連携強化を図ることで、医療費や保健事業の地域間格差の解消に取り組まれない。

[新型コロナウイルス感染症への対応]

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各種給付申請について極力郵送による手続きをするようホームページ等により周知を行った。

また、健診・保健指導の実施にあたっては、契約した健診実施機関等に対して感染防止対策の徹底を依頼し、保健師等が保健指導を行うため事業所を訪問する際は、事前に感染防止対策等の協力をお願いした上で訪問した。

さらに、一部の保健指導については、ICTを活用した遠隔面談も実施した。

協会職員においても、可能な範囲での出勤削減や時差出勤の実施、協会内の会議や研修等のオンライン形式による実施等により、感染拡大防止に努めた。

加入者、事業主、関係機関及び職員への新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、工夫して業務を遂行したことを評価する。

引き続き、国や関係機関とも連携をしながら、感染拡大防止に配慮しつつ、可能な限り加入者サービスの低下を招くことがないよう、業務を遂行していただきたい。

(別添)

全国健康保険協会の業績に関する評価(個別的な評価)

[健康保険]

1. 基盤的保険者機能関係

①健全な財政運営

令和4年度保険料率を決定するにあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえた収支見通し及びそれを踏まえた論点を示し、3回にわたる運営委員会での議論や支部評議会からの意見聴取などを行った。

さらに、協会財政の赤字構造や高齢化に伴う拠出金の増加により楽観視できない協会の財政状況を踏まえて十分な議論をした結果、中長期的に安定した財政運営を図る観点から、平均保険料率10%を維持することとした。

また、協会の保険財政や、保険料率の上昇を抑制するための取組を加入者及び事業主に伝えるため、日本商工会議所等に協力を依頼し、メールマガジンや機関誌等に掲載してもらうなど積極的に情報発信を行った。

【困難度 高】

高齢化の進展に伴う高齢者医療費の増大により、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれるなど、今後の協会財政の見通しは極めて不透明な状況の中、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくためには、医療費適正化に取り組み、平均保険料率の決定において事業主や加入者に十分に理解いただく必要があるため、困難度が高い。

【評価 A】

令和4年度の保険料率の決定にあたり、運営委員会や各支部の評議会で様々な意見がある中、将来に向かって安定した財政運営を図る観点から平均保険料率を決定したこと、また、財政基盤強化のための情報発信を積極的に実施していることを評価する。

引き続き、経済情勢や医療費の動向について中長期的な視点も含めて慎重に分析し、情報発信により事業主や加入者の理解を得た上で、健全な財政運営に努められたい。

②サービス水準の向上

健康保険給付の申請書の受付から振込までの期間について、サービススタンダード(所要日数の目標)を10日以内に設定してサービスの向上を図っている。

令和3年度は、加入者数は減少しているものの、大規模支部(都市部)では被保険者数や事業所数、支給決定件数が増加した中、支部全体で各業務の相互支援を行うことにより、サービススタンダードの達成率は99.9%とKPI(100%)を概ね達成した。

また、健康保険給付の受付から振込までの平均所要日数は、7.44日と令和2年度(7.47日)より短縮している。

窓口へ来訪した方の満足度は 98.7%（令和 2 年度 98.3%）と、前年度に引き続き、高い水準を維持した。

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ対面での接触を避ける観点から、各種申請書の郵送提出を促進しており、全支部において広報誌への掲載等あらゆる機会を捉えて周知した結果、郵送による提出率は 95.5%となり、KPI（95%以上）を達成した。

【困難度 高】

保険者として、現金給付の支給を迅速に行うことは重要であるが、現金給付の申請数は年々増加しており、特に新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の申請件数が急増している。

そのような中で、サービススタンダードの達成状況を 100%とすることは困難度が高い。

【評価 B】

- ✓ サービススタンダードについて、KPI を概ね達成するとともに、平均所要日数についてもこれを遵守していることに加え、お客様満足度についても高い水準を維持していることを評価する。

また、周知に注力した結果、申請書の郵送による提出が促進され、郵送提出率にかかる KPI を達成したことを評価する。

引き続き、迅速かつ満足度のあるサービスの提供を継続されたい。

③限度額適用認定証の利用促進

全支部で、事業主や被保険者に送付するリーフレット等により限度額適用認定証の周知広報を行ったほか、健康保険委員研修会等の各種説明会を活用して、制度の周知を行った。

また、医療機関や市町村窓口に申請書を設置し、入院患者へ限度額適用認定証の利用を促すよう勧奨協力を依頼した。

それにより、限度額適用認定証の発行件数は 1,393 千件（令和 2 年度 1,370 千件）、高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合は、81.5%（令和 2 年度 79.6%）と、件数、割合いずれも令和 2 年度より増加した。

【評価 B】

全支部でのホームページやリーフレット等の周知広報に、積極的に取り組んだことを評価する。前年度より限度額適用認定証の利用促進を図れていることから、今後も事業主や加入者への周知広報を工夫するなど、より一層の取組を進められたい。

④現金給付の適正化の推進

傷病手当金と障害年金との併給調整については、日本年金機構との年金支給情報の連携を行い、令和3年度は73,385件（令和2年度は66,509件）の併給調整を実施した。

また、傷病手当金と労災保険の休業補償給付との調整については、労働基準監督署に支給状況を確認し、令和3年度で875件（令和2年度は930件）の併給調整を行った。

標準報酬月額が83万円以上である傷病手当金の申請については、労務の可否等を重点審査し、不正請求の疑いのある申請については事業所へ立入検査を4件（令和2年度は17件）実施した。

【評価 B】

傷病手当金と障害年金及び労災保険の休業補償給付との併給調整について、適切に実施されていることを評価する。

また、審査強化や事業主への立入検査の実施及び支部における給付決定後の事後調査の実施により、現金給付の適正化が図られていることも評価する。

更なる現金給付の適正化に向け、引き続き、効果的・効率的な審査の実施に取り組まれない。

⑤効果的なレセプト内容点検の推進

レセプト点検員の内容点検スキルの向上を図るため、外部講師による研修や個別課題に応じた勉強会を各支部で実施した。

また、システム点検の効果を高めるため、各支部の査定事例を自動点検アプリケーションに取り込み、共有を実施した。

コロナ禍による人流抑制の観点から、職員の出勤調整により、令和2年度と同様に内容点検に従事した延べ人数・時間が減少したが、高点数レセプトや高額査定事例を優先的に点検した。

こうした取組により、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）と合算したレセプト点検の査定率が0.332%（令和2年0.318%）、協会の再審査レセプト1件あたり査定額が6,330円（令和2年度5,377円）といずれもKPI（0.318%以上及び5,377円以上）を達成した。

【困難度 高】

支払基金において、医療機関が査定の必要がない保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるよう、コンピューターチェックルールを広く公開している事から、既に高い査定率を達成しており、協会が査定率のKPI達成に向けた取組を進めることは困難度が高い。

【評価 A】

点検員のスキルアップを図り、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした効率的な点検を実施したことにより、KPI を達成したことを評価する。

引き続き、点検の効率化と質の向上へ向け、効果的なレセプト点検の推進に努められたい。

⑥柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費等については、柔道整復の施術を受けた加入者に対して 368,509 件（令和 2 年度は 411,431 件）の文書照会を実施し、多部位（3 部位以上）かつ頻回（月 15 日以上）受診の申請を中心に、加入者への文書による施術内容の確認及び適正受診行動の啓発を強化した。

また、文書照会時のリーフレットや納入告知書に同封するチラシ等により、加入者へ適正受診について周知した。

こうした取組により、令和 3 年度の柔道整復施術療養費の申請に占める、多部位かつ頻回施術の申請件数は 143 千件（令和 2 年度 160 千件）と減少した。

これにより、多部位（3 部位以上）かつ頻回（月 15 日以上）施術の申請割合は 0.95% となり、KPI（1.12% 以下）を達成した。

【評価 B】

積極的な文書照会や適正な申請の周知に取り組んだ結果、多部位かつ頻回施術の申請件数が減少し、KPI を達成したことを評価する。

引き続き、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発活動の強化に努められたい。

⑦あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進

平成 31 年 1 月の受領委任制度導入に伴い、同意書に係る医師の同意・再同意の確認を徹底する等厳格な審査を行い、申請内容に疑義のあるものについて患者照会を実施したことや、不正が疑われた案件 1 件について、地方厚生局へ情報提供を行った。

【評価 B】

請求件数が増加する中、適正な内容審査の実施や審査手順の標準化、また、不正が疑われた案件に係る地方厚生局への情報提供等、適正化に向けた取組が着実に行われていることを評価する。

引き続き、不適切な申請に対する審査の強化を図られたい。

⑧返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

日本年金機構による被保険者証の返納催告に応じなかった者に対し、資格喪

失処理後 10 営業日以内に文書による催告を行うとともに、被保険者証の未回収が多い事業所に対して個別に文書や電話により、資格喪失届提出の際の被保険者証添付の徹底を求めた。

これらの取組を実施したものの、資格喪失後 1 ヶ月以内の被保険者証回収率は 84.11%と KPI (92.41%) を達成できなかった。

債権の回収は、回収までの期間が長期化するほど回収率が低下することから、電話や文書による早期催告、納付拒否者に対する法的手続を積極的に実施し、資格喪失後受診による返納金債権については、保険者間調整のスキームを積極的に活用した。

こうした取組により、資格喪失後受診にかかる返納金債権の回収率については 55.48%と KPI (53.4%以上) を達成した。

【困難度 高】

電子申請による資格喪失届の提出が増加する一方、被保険者証は郵送返納の必要があることから、資格喪失後 1 ヶ月程度の遅延傾向にある。

今後、電子申請の更なる増加が見込まれることから、被保険者証回収業務にかかる KPI 達成に向けた取組を進めることは困難度が高い。

【評価 B】

被保険者証の未返納者に対する文書や電話による督促の強化や、資格喪失後受診による返納金債権回収にかかる保険者間調整のスキームの活用といった積極的な取組を評価する。

被保険者証及び返納金債権の回収は、積極的な実施が成果につながる業務であることから、持続的に業務の強化・改善に取り組み、回収率の向上に努められたい。

⑨被扶養者資格の再確認の徹底

無資格受診による返納金発生防止を目的として、被扶養者状況リストを対象事業所(約 1,347 千事業所)へ送付し、事業主の協力のもと被扶養者資格の再確認を実施した。特に被保険者と別居している被扶養者について、仕送りの事実確認が必要であるため、マイナンバーによる情報連携を実施し、被保険者と同居・別居について被扶養者状況リストに掲載した。被扶養者状況リストが未送達となった事業所(4,639 事業所)に対しては、架電による送付先調査や年金事務所への照会等を行い、リストを改めて送付した。

期限まで被扶養者状況リストの回答が未提出の事業所(256 千事業所)に対しては、本部にて文書による一次勧奨、支部にて文書・電話による二次勧奨を実施し、リストの再送付や提出勧奨を行った。

これらの取組を実施したものの、回答の提出は 1,229 千事業所、割合にして

91.3%となり、KPI（92.7%以上）は未達成であった。

【評価 C】

被扶養者資格の再確認について、未提出事業所に対する勧奨や未送達事業所に対する照会等に取り組んだことを評価する。

被扶養者の無資格受診、返納金債権発生に繋がるため、事業主の理解と協力を得て取組を強化し、被扶養者資格の再確認の徹底に努められたい。

⑩オンライン資格確認の円滑な実施

オンライン資格確認の円滑な実施に向け、マイナンバーが未収録となっている被扶養者及び70歳以上被保険者について、事業主経由で照会を行った。また、各支部において、保険料の納入告知書へのチラシ同封やメールマガジンへの掲載等により、加入者及び事業主へのマイナンバーカードの取得及び被保険者証利用に関する広報を行った。

その結果、令和3年度末時点でのマイナンバー収録率は98.9%となり、KPI（97.5%以上）を達成した。

【評価 B】

オンライン資格確認の円滑な実施に資するよう、加入者のマイナンバー収録に努めたこと及びマイナンバーカードの取得等に係る積極的な広報の実施について評価する。

収録率の向上やマイナンバーカードの取得及び被保険者証利用の促進は、加入者の利便性向上に資することから、なお一層の周知・広報を主体的に実施されたい。

⑪業務改革の推進

「業務改革検討プロジェクト」で策定した業務改革推進計画（「業務プロセスの標準化の推進や事務処理体制・作業環境等の改善と効率化を図る改革案」及び「業務部門における次期システムの構築に資する改革案」）に基づく取組を着実に実施した。

具体的には、事務処理プロセスのフローや手順の標準化や、RPA（ロボットによる業務自動化）の導入による定型作業の効率化を図った。

また、生産性向上の重要な要素となる「人材育成と柔軟な事務処理体制の構築」「管理者のマネジメント能力強化」を実践するためのプログラムやツールの展開、本部コーチングチームの訪問による各支部管理者への指導・育成を実施した。

これらの取組の結果として、健康保険給付の申請数が増加する中、1日の職員一人当たり平均審査件数の増加や、業務部職員の平均超過勤務時間の減少等

の一定の成果が認められた。

【困難度 高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目の一つであるが、その実現には業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進し、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が必要である。それらを全職員に浸透・定着させるには多くの時間を要し、困難度は高い。

【評価 A】

業務改革推進計画を着実に実施した結果、健康保険給付の支給決定等の業務処理結果等において改善効果が一定程度認められたことを評価する。

引き続き、各支部の業務の標準化・効率化を図り、個人及び組織としての生産性の向上と体制の盤石化に向け、「業務改革検討プロジェクト」の着実な遂行に努められたい。

2. 戦略的保険者機能関係

①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

6年間の中期計画である第2期保健事業実施計画（以下「第2期計画」という。）について、4年目の取組を実施したほか、本部において各支部の4年目実施計画が中間評価を踏まえたものになっているか確認し、中間評価への改善が不十分と思われる支部と意見交換を実施した。達成度合いに応じて、第2期計画後半期の施策の拡充を図った。

さらに、支部ごとの特徴をグラフ等で見える化した「支部別スコアリングレポート」や、支部別スコアリングレポートの基となる「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」及び「質問票データ分析報告書」を支部あて提供した。

これらの報告書の他、支部の課題をより明確に示すため、四半期ごとの健診・保健指導等の実施及び取組状況に関する資料も作成し、支部に提供した。

【評価 B】

第2期計画の中間評価に基づいた支部の4年目取組計画について、本部がフォローアップを実施したことや、「支部別スコアリングレポート」等各種資料の提供により、支部における各保健事業の計画策定や実施結果の検証に活用され、健康課題の把握等の取組の推進が図られたことについて評価する。

引き続き、「支部別スコアリングレポート」等提供資料の充実を図ることで、各支部が健康課題を明確に把握し、必要な取組を進めていくことにより、支部間格差が更に縮まるよう努められたい。

① i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

生活習慣病予防健診未受診事業所に対し、文書や訪問、電話による受診勧奨

を行うとともに、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えについても促したほか、契約健診機関の拡充（令和2年度3,450機関から3,522機関）や、検診車を派遣して集団健診を行うなど受診機会の拡大にも努めた。また、事業者健診データの取得に向けた取組として、事業所訪問等による勧奨や、地方労働局や自治体と連名で提供依頼の通知を79,738事業所あて発出したほか、道路貨物運送業や職業紹介・人材派遣業等の業界団体に対して事業者健診データ提供の広報にかかる協力を依頼した。

被扶養者の特定健診についても、協会主催の集団健診の拡大や、自治体を実施する健診との同時実施、ショッピングモール等での集団健診の実施等に取り組むなど、実施日数や会場数の拡大に努めた。

こうした取組を実施したものの、生活習慣病予防健診実施率が53.6%（KPIは58.5%以上）、被扶養者特定健診実施率が26.2%（KPIは31.3%以上）とKPI未達成であった。事業者健診データ取得率については、8.5%（KPIは8.5%）とKPIを達成した。

【困難度 高】

社会保険の適用拡大等により、受診率の分母となる健診対象者数見込みが計画策定時より大幅に増加していることから、分子となる健診受診者等を計画以上に増加させなければKPIが達成出来ないため、困難度が高い。

【評価 B】

契約健診機関の拡充や集団健診の地域や回数を工夫し、受診機会の拡大に努めたこと、また、事業者健診データ取得にかかる積極的な周知広報を実施したことや、被扶養者の特定健診にかかる利便性向上の取組について評価する。

しかしながら、対外的な要因はあるものの、健診実施率のKPIは未達成であることから、引き続き受診率の向上について取り組まれない。

① ii）特定保健指導の実施率及び質の向上

特定保健指導実施率向上のため、事業所規模別・業態別の実施率等を見える化した「健診・保健指導カルテ」に基づき事業所への訪問勧奨を実施した。また、特定保健指導の外部委託も促進し、委託契約機関数は1,311機関（令和2年度1,263機関）に増加、特に健診当日に初回面談を実施する機関は1,195機関（令和2年度1,144機関）に増加した。

加えてICTによる遠隔面談の実施や、契約締結済の健診機関において、特定保健指導の実施率が低い機関に対し、各支部が円滑にアプローチできるよう、人間ドック学会等の関連団体に協力依頼も実施した。

特定保健指導の質の向上については、実施率に着目したアウトプット指標だけでなく、成果に着目したアウトカム指標の導入に向けた検討に着手した。

被扶養者の特定保健指導については、健診当日に初回面談が受診できる特定保健指導の利用券を兼ねた特定健診の受診券を発行したほか、地域の公民館等における集団健診と併せた特定保健指導の実施等、利用機会の拡大を図った。

こうした取組を実施したものの、特定保健指導実施率は被保険者が 18.2%と KPI (25.0%以上) 未達成だったが、被扶養者については 12.8%となり、KPI (8.0%以上) を達成した。

【困難度 高】

生活習慣病健診と同様、社会保険の適用拡大等により、受診率の分母となる保健指導実施対象者数見込みが計画策定時より大幅に増加していることから、分子となる保健指導実施者を計画以上に増加させなければ KPI が達成出来ないため、困難度が高い。

【評価 B】

健診当日に特定保健指導の初回面談を実施する機関の増加や、特定健診実施率の低い契約実施機関への関係団体を通じた働きかけ、被扶養者への特定保健指導の利用券を兼ねた特定健診受診券の配布などについて評価する。

今後は、ICT 活用の促進や、健診当日の初回面談を実施する機関の更なる増加など、加入者の利便性の向上に努めるとともに、各支部における好事例等の横展開を通じて、特定保健指導の実施率の更なる向上に取り組まれない。

①iii) 重症化予防対策の推進

治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方に対して、本部から勧奨文書を送付後、支部から電話や文書等による二次勧奨を行った。

その結果、勧奨文書送付から 3 か月以内の受診者割合は 10.5%と、KPI (11.8%以上) を下回ったものの、6 か月以内の受診者割合では 16.6%となり、令和 2 年度実績 (16.1%) から増加した。

また、治療中の糖尿病性腎症患者に対し、全支部において県や市区町村、国保連合会等と情報を共有しながら取組を進め、受診勧奨を 30,292 件、保健指導を 925 件実施した。

【評価 C】

未受診者や治療中の糖尿病性腎症患者等への受診勧奨を着実に進め、自治体等と情報共有の上、患者への受診勧奨や保健指導の実施に取り組んだことは評価する。

引き続き、効果的な勧奨方法を検討し、重症化を防ぐべく確実に医療へとつなげられるよう努められたい。

①iv) コラボヘルスの推進

保険者と事業主が協働し、従業員の健康の維持・増進を目指すコラボヘルスを推進するため、健康宣言事業を推進した。

健康宣言については、全支部で共通する取組をまとめた「基本モデル」を策定することで、健康宣言における健康づくりの取組の質の向上を図った。

健康宣言事業所数は令和3年度末に68,992事業所（令和2年度末54,616事業所）と増加し、KPI（57,000事業所以上）を達成した。

なお、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度2022」として、協会加入事業所としては、大規模法人として434事業所、中小規模法人として10,290事業所が認定された。

事業所特有の健康課題等を事業主と共有するための「事業所健康度診断シート」（事業所カルテ）について、健診受診率や健診結果だけでなく加入者の生活習慣などもグラフ等を用いて経年的に示し、事業所の健康づくりの取組に活用できるかたちで提供した。

また、令和6年度からの第6期アクションプランの策定に向け、データ分析に基づく支部の特性を踏まえたポピュレーションアプローチの手法として、①加入者の喫煙率の高さに着目した喫煙対策、②傷病手当金の請求理由に多いメンタルヘルスへの対策等について実施を検討した。

【評価 A】

健康宣言事業所数や健康経営優良法人数が増加したこと、また事業所カルテの内容の充実化を図ること等によりフォローアップを推進したこと、健康宣言の基本モデルを作成し、質の向上に努めたことについて評価する。

引き続き、事業所とのコラボヘルスの拡大、健康宣言事業所に対するフォローアップを強化することにより、加入者の健康づくりに資する取組を推進されたい。

②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

加入者や事業主の視点に立ったわかりやすい広報を実施するため、本部各部署及び支部職員を委員とした広報委員会を設置し、全支部共通のコンテンツとして、「協会けんぽ GUIDE BOOK」及び「協会けんぽ GUIDE BOOK 健康保険制度・申請書の書き方」を作成し、ホームページに掲載した。

また、協会けんぽの保険料率について、中長期的な財政状況も含め、本部支部共に新聞広告や業界団体誌及び自治体広報誌を通じて周知広報を実施した。メールマガジンについても、各支部における広報活動や登録勧奨により、新規登録件数が46,779件（令和2年度38,249件）、令和3年度末時点の累計登録件数では227,837件（令和2年度末時点195,024件）といずれも増加となった。

健康保険委員の委嘱者数については、被保険者数の多い事業所を中心に電話や文書、訪問による委嘱勧奨を行った結果、令和3年度末時点で253千人（令和2年度末218千人）と増加し、健康保険委員がいる事業所の被保険者数は、令和3年度末現在11,820千人で、全被保険者数の47.63%となり、KPI（46%以上）を達成した。

健康保険委員への健康保健事業にかかる研修会を実施し、所属事業所での周知等に協力をお願いした結果、健康保険委員のいる事業所では特定健診の受診率が75.1%と、いない事業所の51%と比較して高くなった。

【評価 B】

様々な媒体を活用した広報活動、また、委嘱拡大に向けた積極的な取組により、健康保険委員委嘱者数にかかるKPIを達成したことを評価する。

引き続き、広報活動の強化や健康保険委員が委嘱されている事業所数の拡大に取り組み、加入者の健康保険制度にかかる理解の向上に努められたい。

③ジェネリック医薬品の使用促進

加入者に対して、ジェネリック医薬品軽減額通知を271万件通知した結果、送付対象者のうち約84万人（31.3%）が切り替えを行い、これにより医療費の軽減額は約164.4億円（年間推計）と高い効果が出ている。

医療関係者への働きかけとして、個別機関ごとのジェネリック医薬品の使用割合や地域での立ち位置等を「見える化」した医療機関・薬局向け見える化ツールを約21,000医療機関、約25,000薬局に提供した。

これらの取組により、令和4年3月時点での協会全体におけるジェネリック医薬品の使用割合は80.4%となった。

【困難度 高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難であり、また、令和2年度後半における医薬品業界の不祥事等による医療関係者等のジェネリック医薬品の安全性に対する信頼低下といった状況下において、KPI達成に向け取組を進めることは困難度が高い。

【評価 B】

ジェネリック医薬品使用促進については、安全性の確保及び安定供給について日本ジェネリック製薬協会に要請を行ったほか、協会全体としての使用割合についても80%を達成するなど、使用率向上が困難な状況下で高水準を維持していることについて評価する。

令和5年度末までに、各都道府県支部における使用率80%以上を達成できるよう、引き続き取組を進められたい。

④インセンティブ制度の実施及び検証

インセンティブ制度については、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、現行の仕組みから成果指標の拡大や配分基準のメリハリ強化を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る事とされた。

これを踏まえ、見直しの方向性を検討するため、本部と代表6支部で構成する「インセンティブ制度の見直しに係る検討会」を開催し、全支部への意見聴取を実施し、「基本的な考え方」を取りまとめた。

「基本的な考え方」に沿って、評価指標のうち、特定健診・特定保健指導実施率等の対前年度上昇率の配点配分を上げ、減算対象支部を半数から1／3に絞ることで減算幅を大きくするといった、予防健康づくりの取組がより活性化することを目指す具体的な見直し案を策定した。

内容について支部評議会への説明や運営委員会での議論を経て、令和3年度内に成案を得た。

また、周知広報についても、ホームページに掲載するとともに、各支部においても、事業所あてに毎月送付する保険料の納入告知書に周知用チラシを同封するなど、幅広く実施した。

【困難度 高】

インセンティブ制度は、都道府県支部保険料率に直接影響する仕組みであることから、支部間での合意形成を図るためには丁寧な議論が必要である。

閣議決定により示された期限内に、各支部と合意を図り、運営委員会等で議論の上、成案を得ることは困難度が高い。

【評価 A】

閣議決定で示された見直しの方向性を踏まえ、各支部と合意を取り付け、運営委員会で議論の上、成案を得たことを評価する。

今回の見直しが保険料率に反映される令和6年度に向け、支部に対し予防健康づくりの更なる取組を促すとともに、加入者や事業主に対するインセンティブ制度の周知広報に引き続き努められたい。

⑤支部で実施した好事例の全国展開

令和2年度に実施したパイロット事業8事業のうち、富山支部で実施した「検診車による遠隔面談を活用した初回面談の分割実施」については実施可能な他支部へ展開、京都支部の実施した「健診サポート機関の設置によるワンストップヘルスサービスの提供」については継続検証とし、令和4年度以降の全国展開に向けて実施支部の希望を募った。

また、パイロット事業について、本部においてテーマを設定する本部主導型の仕組みに見直し、支部の事業実施や効果検証について本部が連携・サポート

して実施することとした。

【評価 B】

支部が実施したパイロット事業を適正に評価し、効果的な取組を他支部へ横展開したこと、パイロット事業の仕組みについて、本部主導によるテーマ設定、支部との協働により、更に効果的に事業を実施できるよう見直しを行ったことについて評価する。

引き続き先進的な保健事業について、パイロット事業として積極的に実施・効果検証のうえ、他支部への展開に努められたい。

⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）への参画を推し進め、令和3年度末で、346区域の調整会議のうち226区域（被用者保険者全体では301区域）に参画した。新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県の調整会議の会数が減少したこと（令和2年度：約370回、令和3年度：約325回）により発言機会が減少した中で、27支部が地域ごとの医療費データや病床機能報告等を活用して、データ分析に基づく効果的な意見発信を実施した。

また、厚生労働省が開催する社会保障審議会医療保険部会、中央社会保険医療協議会、第8次医療計画等に関する検討会等の各種会議体において、医療保険制度の見直しなどに向けた意見発信を行った。

【困難度 高】

新型コロナウイルス感染症の影響により、調整会議の開催自体が減少したこと、また開催された場合でも、新型コロナ対策に関する議題が多く、データに基づく意見発信ができないため、KPI達成に向けた取組を進めることは困難度が高い。

【評価 C】

新型コロナウイルス感染症の影響により意見発信の場が減少した中で、データ分析に基づく効果的な意見発信の実施や、厚生労働大臣への意見書の提出等、積極的に意見発信したことを評価する。

今後も引き続き、地域における各種審議会への参画を拡大し、より質の高い医療提供体制の構築に向けての意見発信を積極的に行っていただきたい。

⑦調査研究の推進

医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部・支部における医療費分析と外部有識者を活用した調査研究事業を実施した。本部における医療費分析では、主に都道府県の医療費の地域差に着目した分析を行い、支部における医療費分析については、令和3年度は4支部が地域の課題に応じた分析を実施し

た。

外部有識者を活用した調査研究については、協会ホームページや全国で 300 を超える大学等へのダイレクトメール等で研究提案を募集した。その結果、医学、薬学、経済学等の分野の有識者から 12 件の研究提案の応募があり、専門的知見を有する外部評価者による事前評価を実施し、その評価結果を踏まえ、協会として 5 件の採択をした。

外部有識者の研究環境を整えるために、個人情報への取扱いに配慮し、匿名化した協会データを整理・格納し、分析を行うためのクラウド環境を構築した。

また、協会における分析成果を内外に発信するための調査研究フォーラムについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ開催を中止したが、次年度に向けてオンライン配信の検討を行ったほか、研究報告書を関係団体へ配布及び協会ホームページに掲載した。

加えて日本公衆衛生学会等の学会などにおいて 11 支部が 13 件の分析結果を発表した。一方で、協会けんぽにおいて統計分析業務を担う人材を育成することを目的とし、統計分析研修や、統計解析ソフト（SPSS）や地理情報システム（GIS）の操作方法等についてのオンライン研修を実施した。

【困難度 高】

外部有識者を活用した調査研究の開始に際し、多数の応募の中からの提案を適切に採択し、有識者が研究を開始できる段階までに至らせることは、高度な医学的知識等が必要となること、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査分析の成果発表の機会を設けることは困難度が高い。

【評価 A】

外部有識者を活用した調査研究の開始に際し、協会が実施する事業の改善や国への政策提言等につながることを期待される提案を、外部有識者の意見を取り入れながら採択したことや、本部・支部において医療費分析に取り組み、分析成果を保健事業の実施に活用していること、調査研究フォーラムは開催中止となったものの、関係団体への資料配付や各種関連学会等において調査分析結果を積極的に発表したことなどを評価する。

引き続き、都道府県の医療費の地域差に関する分析等を行い、協会が実施する事業の改善等に繋げていただきたい。

[船員保険]

(1) 基盤的保険者機能関係

① 正確かつ迅速な業務の実施

職務外給付については、申請書の受付から給付金の振込までの期間を 10 営業日以内とし、被保険者証の発行については、資格情報の取得から 3 営業日以内

とするサービススタンダードを設定し、迅速な対応に努めている。令和3年度のサービススタンダードの達成率は、ともに100%となった。

また、厚生労働省から提供されたデータを基に、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付等の支払を、正確かつ迅速に実施した。

【困難度 高】

新型コロナウイルス感染症の影響により、傷病手当金等の支給決定件数が増加した一方、業務体制が縮減され、サービススタンダードを100%達成することは困難度が高い。

【評価 A】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、サービススタンダードについて高水準を維持していることを評価する。引き続き、同水準を維持されたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

②適正な保険給付の確保

柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術の申請や長期受診となっている申請を行う加入者に対し、文書による照会を916件実施した。

また、1年以上の長期受診となっている加入者へ、柔道整復施術のかかり方に関するチラシを配付するなどの広報を行い、適正受診の促進を図るとともに、多部位かつ頻回の施術が行われている施術所に対し、注意喚起を促す文書を送付した。

こうした取組により、柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月10日以上 of 施術の申請割合は1.81%となり、KPI(2.1%以下)を達成した。

【評価 B】

対象者を絞った効果的な文書照会や広報を行ったことにより、多部位かつ頻回の施術の申請割合が減少し、KPIを達成したことを評価する。今後も、多部位かつ頻回の施術や長期にわたる施術に対する広報や文書照会を通じ、適正受診の促進を図られたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

③効果的なレセプト点検の推進

レセプトの内容点検については外部委託により実施し、外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう、査定率に応じた委託費を支払う契約とした。

また、協会と外部業者との間で、査定額の目標値を設定することで、計画的な点検を促進した。

その結果、内容点検査定額から外部委託費用を差し引いた内容点検効果額は

約9百万円となり、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は、144.7円と、KPI(140円以上)を達成した。

【評価 B】

内容点検を行う外部事業者と査定額の目標値を設定するなど、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額の向上を図り、KPIを達成したことを評価する。

(1) 基盤的保険者機能関係

④返納金債権の発生防止の取組の強化

被保険者証の未返却者に対し、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行い、回収率が低い船舶所有者等に対し、被保険者証の早期回収を依頼した。

その結果、資格喪失後1か月以内の被保険者証回収率は90.3%となったが、KPI(90.8%以上)は未達成となった。医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合については、0.100%となり、KPI(0.091%以下)の達成には至らなかった。

また、被扶養者資格の再確認については、マイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認することにより、対象者の絞り込みを行い、対象者について、船舶所有者に確認書の提出を求めることで資格確認を的確に実施した。

提出率の向上を図るため、提出のない船舶所有者に対し督促等を行ったが、提出率は91.0%となり、KPI(94.6%以上)は未達成となった。

【困難度 高】

被扶養者資格の再確認について、引き続き被扶養者に該当する場合は収入証明等の確認書類の提出を求めているが、船員の働き方の特性により、乗船中の回収が難しいため、KPI達成に向け取組を進めることは困難度が高い。

【評価 C】

被保険者証の回収については、引き続き、早期に返納催告を行いつつ、催告後も返納がない場合は繰り返し催告を行うことで、確実な回収及び資格喪失後受診の削減に努められたい。

また、被扶養者資格の再確認について、対象者の絞り込みを行い、効率的な資格確認を実施したことを評価する。書類の提出が滞っている船舶所有者への督促を継続的に行い、無資格受診の防止に努められたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤債権回収業務の推進

資格喪失後受診等により発生した債権について、早期かつ確実な回収を図る

ため、文書等による納付催促を半年以内に複数回実施し、催告後も納付が確認できない債権額5万円以上の債務者に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を実施した。

また、全ての債務者に保険者間調整の案内を送付し、保険者間調整による収納額は約4百万となった。その結果、返納金債権回収率について、現年度は80.3%、過年度は9.0%となったが、いずれもKPI(現年度83.6%以上、過年度15.4%以上)達成には至らなかった。

令和3年度末の債権残高は約126百万円となり、令和2年度末より約1百万円減少となった。

【困難度 高】

乗船中は債権の回収が難しく、催告が速やかな納付につながりづらいため、KPI達成に向け取組を進めることは困難度が高い。

【評価 C】

乗船中の債権回収が困難であることから、全ての債権者に対し、保険者間調整の案内を送付することで、確実な債権回収を行ったことを評価する。

今後も、継続的な催告により、回収率向上を図るとともに、引き続き保険者間調整を活用し、債権の早期回収に努められたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥制度の利用促進

高額療養費の申請勧奨については、あらかじめ請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付する「ターンアラウンド方式」を実施し、令和3年度は1,800件の申請勧奨を行った。

その結果、令和3年度末時点で1,365件の提出があり、提出率は75.8%と、KPI(69.6%)を達成した。限度額適用認定証については、ホームページ等による広報を行い、また、限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を106か所の医療機関の窓口を設置することで、限度額適用認定証の利用促進を図った。

これらの取組により、限度額適用認定証の使用割合は81.4%となったが、KPI(85.0%以上)達成には至らなかった。

職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等については、厚生労働省から提供される労災保険給付の受給者情報を活用し、未申請者へ申請勧奨を行った。

令和3年11月以降、更なる提出率向上のため、未提出者へ直接連絡し、申請書の提出を促した。このような取組の結果、職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、83.3%となり、KPI(81.7%以上)を達成した。

【評価 C】

「ターンアラウンド方式」による、高額療養費の申請促進や、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等について、未申請者に対する直接的な申請勧奨により、KPI を達成したことを評価する。

限度額適用認定証の更なる利用促進のため、HP 等による広報を継続して行うほか、申請書等を設置する医療機関を拡大し、制度周知を図られたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦福祉事業の効果的な実施

無線医療助言事業については独立行政法人地域医療機能推進機構に、洋上救急医療援護事業については公益社団法人日本水難救済会にそれぞれ委託し、円滑かつ着実に実施した。

無線医療助言事業の委託先の病院には、船員にとっての当事業の重要性等をまとめた資料を提供し、院内研修等で医師等に配布いただいている。

旅行代理店を活用した保養事業については、インターネットで利用手続きが可能になったことを被保険者及び船舶所有者に周知し、利用の拡大を図った。

【評価 B】

無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業などの円滑かつ着実な実施のため、委託先への情報提供などを行ったことを評価する。

引き続き、利用者のニーズを捉えた福祉事業の実施及び広報に努められたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧サービス向上のための取組

「傷病手当金や高額療養費の制度について知りたい」というご意見に対し、制度や申請書の記入方法等に係る動画をホームページに掲載するなど、お客様満足度調査の結果を踏まえた対応をし、更なるサービス向上を図った。

アンケートはがきによるお客様満足度調査の結果、お客様満足度は 4.47 点となり、KPI(4.10 点以上)を達成した。

【評価 B】

お客様満足度調査結果を踏まえ、サービスを改善したこと、また、今年度のお客様満足度が KPI を達成したことを評価する。

引き続き、加入者から寄せられた意見等も踏まえ、満足度の高いサービスの充実に努められたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨健全な財政運営の確保

令和4年度の保険料率の決定にあたっては、令和9年度までの黒字基調の中期的収支のもとにおいて、被保険者数や平均標準報酬月額の今後の動向に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、令和3年度と同率で保険料率を設定した。

また、船員保険の決算状況等について、すべての被保険者及び船舶所有者に対し「船員保険通信」によって情報提供するとともに、ホームページにより情報発信した。

【評価 B】

中長期的な視点に立ち、健全な財政運営が行われていることを評価する。

引き続き、経済動向や収支見込みを慎重に分析し、安定的な財政運営に努められたい。

(2) 戦略的保険者機能関係

①特定健康診査等の推進

生活習慣病予防健診の受診券と健診案内パンフレットは、毎年度当初に送付していたが、加入者の利便性から送付時期等を見直し、令和2年度末に対象となる被保険者及び被扶養者へ送付した。

10月には、健診未受診者46,569人に対し、受診勧奨を行った。令和2年度の巡回健診の利用希望アンケートで希望があった船舶所有者に健診車を手配し、受診者数が見込め、かつ健診実施機関が少ない2件（各1市）で新たに巡回健診を実施した。

また、国土交通省に働きかけ、国土交通省から関係団体に対し、船員手帳の健康証明書データを船員保険部に提出するよう事務連絡を送付した。

このような取組を行ったが、被保険者が受診する生活習慣病予防健診の受診率は44.9%、被扶養者が受診する特定健康診査の受診率は26.8%となり、KPI（生活習慣病予防健診46.0%以上、特定健康診査31.0%以上）は未達成となった。

また、船員手帳健康証明書データの取得率は21.5%となり、KPI（31%以上）の達成には至らなかった。

【困難度 高】

生活習慣病予防健診の指定機関が船員の自宅近くにない場合が多く、医療機関の数も少ない地域であるため、指定機関の拡大が難しいことから、KPI達成に向け取組を進めることは困難度が高い。

また、船舶所有者による船員の健康管理が法律で義務づけられていないため、船舶所有者に自社船員の健診結果の提供を求めることは難しく、KPI 達成は困難である。

【評価 C】

巡回健診のための健診車について広報を行い、指定機関が身近にない加入者も健診受診の機会を得られるよう、利用拡大を図られたい。

(2) 戦略的保険者機能関係

②特定保健指導の実施率の向上

初回面談の分割実施の取組を進めるとともに、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用した ICT 面談による特定保健指導の利用案内を積極的に実施した。

こうした取組により、被保険者の特定保健指導実施率は 13.0%と増加したが、KPI (25%以上) は未達成となった。なお、被扶養者の特定保健指導実施率は 22.5% (令和 2 年度 20.7%) と増加し、KPI (18%以上) を達成した。

【困難度 高】

一定期間を海上で過ごす船員の働き方の特殊性により、特定保健指導の日程を調整しづらく、また、船舶所有者に健診結果の提供を強制的に求めることができないため、特定保健指導へつながりにくいことから、KPI 達成に向け取組を進めることは困難度が高い。

【評価 B】

新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、初回面談分割実施や ICT を利用した特定保健指導を推進する等、積極的に特定保健指導を実施したこと、また被扶養者については KPI を大きく達成したことについて評価する。

被保険者の特定保健指導についても、ICT による遠隔面談等を活用し、引き続き受診率の向上に取り組まれない。

(2) 戦略的保険者機能関係

③加入者に対する支援

スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムを実施し、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した加入者へ、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付することや、被保険者へダイレクトメールを送付することにより、参加者を積極的に募集した。

プログラム終了者は 142 人と、KPI (100 人以上) を達成した。そのうち 97 人が禁煙に成功し、禁煙成功率は約 68.3%となった。

【困難度 高】

コロナ禍による緊急事態宣言下において、都道府県を跨ぐ移動の自粛が求め

られたことから、ヘルスツーリズムの実施については困難度が高い。

【評価 A】

禁煙プログラムについて、令和2年度に実施したダイレクトメール送付の参加者募集により修了者が増加し、KPIを上回る結果となった。

また、プログラム終了から禁煙に成功した加入者数も増加していく必要があるため、継続した広報及び支援に取り組まれない。

(2) 戦略的保険者機能関係

④船舶所有者等に対する支援

自社船員の健康づくりへの取組の参考としてもらうため、健診結果データ等から自社船員の健康課題等を分かりやすく可視化した「健康度カルテ」を、733の船舶所有者へ送付した。

船舶所有者が行う自社船員の健康づくりへの取組を船員保険部が支援する取組である「プロジェクト“S”」について、参加する船舶所有者数が少ない原因を、事業内容の周知不足のほか、船舶所有者は自社船員の健康づくりへの取組の必要性を感じつつも、参加にハードルの高さを感じていることであると分析し、船員保険部の支援の程度に応じた2コース制にするなど、船舶所有者が、より取り組みやすいようスキームの見直しを図った。

これにより、令和4年度末時点のエントリー数は85件となり、KPI(60社以上)を達成した。

【困難度 高】

船舶所有者による船員の健康管理等は法制化されておらず、また、船舶所有者は自社船員の健康づくりについて関心が薄い現状から、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは困難度が高い。

【評価 A】

プロジェクト“S”に参画する船舶所有者数については、参加数の伸び悩みの原因を分析し、2つのコースから選べる方式にするなどの対応により、KPIを上回る結果となったことを評価する。

引き続き、プロジェクト“S”等を通し、自社船員の健康づくりへ船舶所有者が取り組むことができるよう努められたい。

(2) 戦略的保険者機能関係

⑤ジェネリック医薬品の使用促進

現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の、薬代の自己負担の軽減可能額をお知らせする通知を19,557人の加入者に送付した。

また、被保険者証やお薬手帳に貼付して使用できるジェネリック医薬品希望シールを、被保険者証の交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封することで約 57,000 枚を配布し、使用促進を図った。

こうした取組を行ったが、令和 3 年度のジェネリック医薬品の使用割合は 82.9%となり、KPI(83%以上)は未達成となった。

【困難度 高】

令和 2 年度後半から、一部のジェネリック医薬品は供給不足が続いており、KPI 達成に向け取組を進めることは困難度が高い。

【評価 B】

ジェネリック医薬品軽減額通知の送付やジェネリック医薬品希望シールの配布などの積極的な取組により、持続的に高水準を維持していること、大きな財政効果を上げたことを評価する。

引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進を図られたい。

(2) 戦略的保険者機能関係

⑥情報提供・広報の充実

メールマガジンの登録件数の拡大に向け、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」に二次元コードの掲載を行った結果、配信数は令和 3 年度末現在で 907 人（令和 2 年度 832 人）となったが、KPI(1,000 人以上)達成には至らなかった。

また、ホームページのアクセス総件数は 1,219,376 件となり、KPI(1,294,598 件以上)は未達成となった。

【評価 C】

メールマガジンの配信数については、船員保険通信への掲載などの効果により、確実に増加していると評価する。

紙媒体での情報提供だけではなく、最新の情報を素早く伝達することが可能となる、ホームページやメールマガジンの活用も継続して進められたい。

(2) 戦略的保険者機能関係

⑦調査・研究の推進

船舶所有者・加入者の適用情報や医療費データ、健診結果などを紐付けたデータベースの構築を進め、構築したデータベースを基に、疾病分類別医療費を被保険者・被扶養者別にクロス集計し、協会（健康保険）の加入者の医療費と比較することで船員保険の医療費の特徴を分析した。

【評価 B】

構築したデータベースを基にした分析を継続するとともに、データ分析の結

果を各施策の取組に活用されたい。

[組織・運営体制関係]

I) 人事・組織に関する取組

①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

本部主催の階層別研修や支部独自研修において、グループ長補佐等管理職のマネジメント能力向上のための研修を実施した。

また、本部の機能強化を図るべく、令和3年4月より本部調査分析グループと研究室を調査分析・研究グループとして再編し、10月には内部統制整備準備室、財政・支部グループ及びIT戦略推進室の体制を強化した。

【評価 B】

幹部職員のマネジメント能力向上に努め、本部機能強化のために組織改編や体制強化を実施したことを評価する。

今後も、管理職を含めた組織全体での人材育成や、本部と支部の連携強化に資する本部体制の見直しを引き続き実施されたい。

I) 人事・組織に関する取組

②人事評価制度の適正な運用

新たに評価者となる新任グループ長補佐等管理職を対象とする階層別研修において、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の進捗管理、評価結果のフィードバックが、職員の育成や組織強化に通じることについての意識づけを促した。

また、評価期間における各職員の取組内容や成果については、新型コロナウイルス感染症の影響によって業務範囲の縮小を行うなどの対応を行ったことから、それらの影響を加味したうえで適切に人事評価に反映させるとともに、その評価結果を賞与や定期昇給、昇格に反映すること等により、実績や能力本位の人事を推進した。

【評価 B】

評価者等への研修を通じ人事評価制度への理解を深めたことや、新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、適切に人事評価を行うとともに、実績や能力本位の人事を推進したこと、また、評価者研修の充実を図るなど、効果的な人事評価が行われていることを評価する。

人事評価制度については、評価者と被評価者との意見交換の一つの機会として活用することにより、一層の組織強化を図られたい。

I) 人事・組織に関する取組

③OJTを中心とした人材育成

日々の業務遂行を通じた人材育成(OJT)を中心に、それを補完する集合研修・自己啓発を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組み、職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を高めるとともに、組織として「現場で育てる」という組織風土の醸成に努めた。

具体的には、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修や、戦略的保険者機能の更なる発揮のため、分析業務を行ううえで必要となるデータの調査分析にかかる知識の向上、パソコンスキルの習得を目標とする研修を令和4年度から実施することを決定したほか、新たな「保健師キャリア育成過程」を作成し、保健事業全体の企画立案・調整等を実施できる保健師の育成に着手した。

【評価 B】

職場における人材育成に、階層別研修等の集合研修や自己啓発を組み合わせ、人材育成に積極的に取り組んでいること、特に、戦略的保険者機能の強化を意識した研修の実施計画を決定したことや、保健事業の一層の推進を図るための保健師育成過程を創設したことを評価する。

引き続き、個々の職員の持つ能力が十分に発揮され、様々な分野の知識の習得によりスキルアップが図られるよう、研修の充実や職場環境の整備に努められるとともに、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成にも注力されたい。

I) 人事・組織に関する取組

④本部機能及び本部支部間の連携の強化

依然として大きい都道府県支部間の医療費や保健事業の地域差を埋めるためには、更なる戦略的保険者機能の強化が必要であり、そのためには本部と支部間の更なる連携強化が必要となる。

そのため、本部支部間の情報共有のあり方や予算体系を整理し、「戦略的保険者機能関係等の充実・強化に向けた本部・支部の連携強化」を取りまとめた。

具体的には「エビデンスに基づく支部ごとの課題把握と本部・支部間での情報共有」、「保健事業の充実・強化」、「広報の充実・強化」の3点の方策であり、このうち準備の整ったものから順次実施した。

【評価 B】

医療費や保健事業の支部間格差を埋めるべく、本部・支部の連携強化に係る方策を取りまとめ、順次実施したことを評価する。

引き続き各支部の規模や地域特性などを踏まえ、更なる戦略的保険者機能を

発揮できるよう、本部と支部との連携強化に努められたい。

I) 人事・組織に関する取組

⑤支部業績評価の実施

協会全体の業績向上を図るほか、支部管理職員の実績評価の参考とするとともに、職員の士気を高めること等を目的として、平成 28 年度より試行的に実施している支部業績評価制度では、支部業績評価検討委員会において、令和 2 年度の結果を踏まえ、支部の取り組みをより適正に評価できるよう、評価項目や評価方法の見直しを行った。

なお、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大による業務縮小等に伴い、公平な評価が困難な評価項目が生じたことから、可能な項目のみの評価とした。

【評価 B】

支部業績評価検討委員会の評価結果を踏まえ、より適正に評価できるよう、評価項目や評価方法の見直しをする等、支部間の格差是正へ向けた取組を評価する。

各支部の規模や地域特性などの条件を踏まえ、誰から見ても信頼性が担保される支部業績評価が行われるよう、引き続き検証に努められたい。

II) 内部統制に関する取組

①内部統制の強化

内部統制の強化を図るため、事務処理誤りや職員の事故等の危機管理案件について、再発防止策を議論するためリスク管理委員会を毎月開催することとした。発生した事案や再発防止策については、全支部に周知をし、組織全体として再発防止の再徹底を図った。

また、事前にリスクの発生を抑制するための仕組みを構築するため、リスク抑制の実施方法を記載したマニュアルや発生が想定されるリスクをまとめたリスクマップの作成を進めた。

【評価 B】

再発防止策等を議論するリスク管理委員会を毎月開催し、事案の共有及び再発防止策の全支部共有を行ったことについて評価する。

引き続き、リスクを事前に回避できるよう、マニュアルの整備やリスクマップの策定等、内部統制に努めていただきたい。

II) 内部統制に関する取組

②リスク管理

「初動対応マニュアル」及び「事業継続計画（BCP）」に基づき、有事に万全

な体制を取れるよう、職員に対して研修を実施した。また、BCPに定める臨時代行本部である大阪支部において、職員の習熟度や個別対応マニュアル等の有用性確認のため、模擬訓練を実施し、その結果をもってマニュアルを幅広いリスクに対応できるように改訂した。

情報セキュリティについては、情報セキュリティ自己点検においてルールの遵守率を確認し、各支部の遵守率の課題に応じた行動計画を策定させ、支部に置ける情報セキュリティの実効性を担保できるようにした。

また、情報セキュリティにおける脅威について注視し、国のサイバーセキュリティ対策にかかる基準の改正を踏まえ、協会情報セキュリティ規程の見直しを実施した。

併せて職員にたいして情報セキュリティ研修をオンラインで実施し、理解度の低い職員に対しては個別指導を行った。そのほか、個人情報保護に関する職員の意識醸成に努めた。

【評価 B】

本部と支部で一体となり、大規模自然災害や情報セキュリティへの対応にかかる体系的な仕組みについて、研修や模擬訓練等を通じて必要な見直しを実施するなど、リスク管理が図られていることを評価する。

今後も様々な危機を想定し、多角的な観点からリスク管理の強化に努められたい。

また、引き続き、各支部における運用体制のモニタリングや、支部における取組の好事例の共有等、本部が主体的に取り組んでいただきたい。

II) 内部統制に関する取組

③コンプライアンスの徹底

コンプライアンスに関する取組等については、本部・支部におけるコンプライアンス委員会において取組等とともに、全職員がコンプライアンス及びハラスメント防止に関する研修を受講することで、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上と徹底を図った。

さらに、コンプライアンスの重要性について職員の理解を深めるために、2か月に1回コンプライアンス通信を発行し、ポスター等の各種ツールも活用して啓発活動を実施した。

ハラスメント防止に関しては、本部役員・幹部職員を対象としたハラスメント防止研修を実施した。

【評価 B】

職員研修等を通じて、コンプライアンスやハラスメント対策に積極的取り組み、個々の意識の向上が図られ、効果的な予防策が実施されていることを評

価する。

引き続き全職員のコンプライアンス意識の向上に努められたい。

Ⅲ) その他の取組

①費用対効果を踏まえたコスト削減等

一者応札案件の削減に向けて、その要因を探るため、支部に対してヒアリング及びアンケートを実施した。

その結果、①「業者への声掛けの徹底」、②「公告期間や納期までの期間の十分な確保」、③「仕様書や競争参加資格の見直し」、④「複数者からの参考見積の聴取」、⑤「調達に関する勉強会・研修会の実施」といった取組に効果があるとの意見が多かったため、これらの取組について支部あて周知を行った。

その結果、一般競争入札に占める一者応札案件の割合は、12.6%となり、KPI (20%以下) を達成することができた。

【評価 A】

KPI を達成したこと、また、支部へのアンケート調査及びヒアリング等を踏まえ、一者応札案件の削減の効果があると思われる取組を、各支部に周知するなどの取組について評価する。

引き続き、契約の透明性を担保し、費用対効果を踏まえて、一般競争入札による調達を適正に進められたい。

Ⅲ) その他の取組

②協会システムの安定運用

被保険者証の発行や保険給付の支払い業務等にかかるシステムについて、大きな障害に起因した業務停止により加入者等への不利益を生じさせることなく、システムの安定稼働を達成した。

また、安定稼働のための監視やシステムメンテナンス業務と平行して、サーバーや OS のバージョンアップ及びインターネットブラウザの切り替え対応等実施した。

【評価 B】

令和4年4月にサービスインする間接システムや、令和5年1月にサービスインする予定である次期業務システムのスケジュールに考慮しつつ、適切かつ継続的な運用・保守等の実施により、加入者及び事業主への不便・不利益を生じさせることなく、協会システムの安定的な稼働が実現していることを評価する。

Ⅲ) その他の取組

③制度改正等にかかる適切なシステム対応

オンライン資格確認制度における診療報酬明細書の請求の仕組みの変更や、マイナポータル上で加入者が自身の特定健診の結果を閲覧することが可能となり、保険者間でもデータ連携の仕組みが導入されたことに対応するため、協会システムに所要の改修を実施した。

また、健康保険法改正に伴い、任意継続被保険者に係るシステム改修を確実に実施し、改正法施行までにリリースを完了した。

【評価 B】

オンライン資格確認制度やマイナポータルの運用変更等に応じて、協会システムに必要な改修を実施したことや、制度改正に伴うシステム対応について、改正法施行時期を考慮のうえ適切に行い、安定稼働を達成したことを評価する。

引き続き、改修スケジュールを遵守するとともに、システムトラブルが生じないよう取り組まれない。

Ⅲ) その他の取組

④中長期を見据えたシステム構想の実現

次期業務システムの構築について、調達における競争性及び透明性を確保しつつ、全ての調達案件において不調・不落となることなく完了した。

令和5年1月の新システムサービスインに向け、開発着手後も必要な状況確認を頻繁に実施し、スケジュール通りの進捗を達成したことに加え、テレビ会議システムについては先行リリースすることができた。

また、サービスインまでに必要なマニュアルの作成、支部への伝達方法や研修方法も整理し、支部において円滑なサービスインができるよう準備した。総務・人事・会計事務を担う次期間接システムについても、アプリケーションの開発、テスト及びデータ移行をスケジュール通り実施した。職員向けのマニュアルの整備や自席で行うことができるシステム操作研修を準備し、計画通り令和4年4月のサービスインを迎えることができた。

【困難度 高】

7年半ぶりの大規模改修に向け、高いセキュリティレベルや調達の透明性・公平性、コストメリット等を確保した調達を実施すること、また、保険者機能を発揮するための機能面の充実を踏まえた適切な改修をスケジュールに沿って実施することは困難度が高い。

【評価 A】

業務システムの大規模改修に向け、透明性の高い調達や的確なスケジュール管理の実施、テレビ会議システムの先行サービスインが実施できたことに加え、

間接システムを計画通り令和4年4月からサービスインできたことについて評価する。

今後も、業務システムの令和5年1月の円滑なサービスインに向け、適切な進捗管理を継続するとともに、利用する職員の操作習熟度を高める取組に努められたい。